

女性・ジェンダー・歴史

イギリス女性史研究会

第6号

発行日 2011年6月25日

第15回研究会報告を聞いて

第15回研究会が、2010年12月18日（土）、青山学院女子短大で開催されました。そこでは、まず岩下誠さんが「18世紀末イングランドにおける民衆教育の構造転換と女性—サラ・トリマーとブレントフォード日曜学校の事例から」を、続いて長谷川貴彦さんが「パーソナル・ナラティブ論の射程—女性史研究の方法をめぐって」を報告しました。

それぞれの報告要旨はニューズレター第5号に掲載しておりますが、ここでは両報告を聞いた方々のコメントをまとめることにしました。岩下報告に対しては、当日司会の労をおとりいただいた香川せつ子さんに加えて、並河葉子さん、中村勝美さんに執筆いただきました。他方、長谷川報告については、同じく司会をしていただいた佐藤清隆さんの他に、大石和欣さん、土方史織さんにコメントをいただきました。

これらの誌上コメントを通じて、それぞれのテーマについての討論が活性化することを期待します。

目次:

第15回研究会報告を聞いて	1
【岩下報告へのコメント】	
香川せつ子	2
並河葉子	3
中村勝美	4
【長谷川報告へのコメント】	
佐藤清隆	5
大石和欣	6
土方史織	7
【リレー討論】	8
いま、女性史に問われているもの	
女性史、社会史、全体史	
坂下 史	
【書評】	10
『アメリカ・ジェンダー史研究入門』	
井野瀬久美恵	
第16回研究会報告要旨	12
規約改正	14
第16回研究会案内	16



【岩下報告へのコメント：その1】

岩下誠さんの報告と「サラ・トリマー研究」の意義

香川せつ子

サラ・トリマーの名は、児童文学作家の先駆けとして文学史上ではそれなりに知られており、子ども向けの教訓物語のほかに、教育評論誌『教育の守護者』を刊行し、さらには日曜学校運動の推進者として教授法の開発にもあたっている。しかし、通常の教育史で彼女の実践が叙述されることはほとんどなく、岩下氏による2006年の論文（「モニリアル・システムの条件と限界—サラ・トリマーの教育思想と教育実践を通じて」『教育学研究』第73巻第1号）が最初の本格的な研究成果である。トリマーが教育史上で等閑視されてきたのは、彼女が女性であったこと、そして女性に関与する日曜学校が、19世紀後半以降に国家の関与のもとで行われる公教育に比べて、非系統的で非効率的な素人の教育機関とみなされたためといつてよい。

他方で、トリマーは女性史にもほとんど登場することがなかった。それは、彼女が「教訓主義」文学の作家であり、キリスト教知識普及協会（SPCK）と親交を結んだ高教会派の教育家であったからだろう。18世紀末のイギリス女性史はメアリ・ウルストンクラフトを革新派の頂点に、その対極に福音主義派のハナ・モアを位置づけて論じるのが通説であり、ようやく梅垣千尋氏等の研究を通して理性的非国教徒など彼女らの周辺にいた女性たちの存在がクローズアップされるようになった。しかし、高教会派の女性が担った博愛運動が研究の網に掬いとられることは少なかった。「保守派」の女性の貢献に焦点をあてた岩下報告は、この点で日本のイギリス女性史研究に反省を促すものでもあった。

岩下氏はトリマー研究の意義を、①教育史上におけるジェンダー・バイアスの修正、②社会福祉史における高教会派の役割の再評価・再審、③教育振興における国教会の方針転換の経緯の説明という3点にまとめて提起された。実際の報告では、①と②は、トリマーによるブレントフォード日曜学校設立の意図と経緯、学校運営の方法、教師のリクルート、ビジター（無償教師）の導入、教育内容と方法の検討やトリマーの人的ネットワークの解明によって、③は、トリマーの言説や人脈が19世紀初頭の国民協会設立に及ぼした影響を実証することによって示されたように思う。

トリマーは、貧民教育を「公的な事柄（public business）」と捉えて、それへの関与を女性がその特性を生かして地域社会に貢献する機会とし、自身が経営する日曜学校に女性の教師やビジターを多数活用した。また著作を通して有用知識普及協会につながり、各地の日曜学校運営者や貧民生活改善協会と交流するとともに、モニリアル・システムの創始者ベルとSPCKとを仲介する役割をも担った。貧民へのマス・エデュケーションを否定していた国教会が、19世紀に国民協会を組織して国民教育の供給主体へと転身した

ことは、まさに「構造転換」と呼ぶべき制度改革を生起させたのだが、この流れの背後にトリマーの関与があったことは従来の教育史では見落とされてきた。同様な女性の実践は、探ればまだまだ出てくるのか。あるいはトリマーならではの活躍なのか。公教育史の書き換えに通じる岩下氏の研究の今後のゆくえを注目したい。

トリマーの実践が、文学、教育、宗教、慈善等広範に及ぶことを反映して、参加者から多様な意見や質問が寄せられ、岩下報告の内容をさらに深める契機となった。日曜学校を推進した高教会派の政治的チャンネルはどうなっているのか、ロンドンでの実践がどの程度北部に影響力をもったのか（長谷川貴彦氏）、日曜学校の女性教師のリクルートの方法は、また彼女らの宗派はどうだったのか（大石和欣氏）、教訓文学の作家であるトリマーとロマン主義作家との関係は（小川公代氏）、トリマーは高教会であると同時にユニタリアン・ネットワークにも関与したとあり、「保守」と「革新」の境界はきわめて曖昧となってくるが、「保守」と呼ぶ場合何を以て保守とするのか（梅垣千尋氏）など、核心を突く問題が提起された。

これに対して、岩下氏からは、18世紀末の日曜学校運動はこれまで福音主義者の貢献が強調され、高教会派や非国教徒の関与については、教師たちの宗派も含めて未判明な点が多い。ロンドンなどの南部と北部との地域差は推測されるが、地域別の実態は明らかではない。また、トリマーはおとぎ話や空想的物語を批判した教訓小説の旗手とされるのが通説だが、近年の文学史研究では、「教訓派」と「ファンタジー派」という二項対立にも批判があり、両者の境界線は曖昧である、などの返答があった。同様に、保守と革新、進歩の間の線引きも単純ではないことが、トリマーのような「保守派」女性の検討を通して浮かび上がった。歴史は単線的な現象ではなく様々な要因が複合的に絡まって進展することを再認識させられる。ステレオタイプな教育史、ステレオタイプな女性史を超えた研究上の視点と枠組みを、堅実な実証で補強する若手研究者の報告であった。



【岩下報告へのコメント：その2】

岩下報告「18世紀末イングランドにおける民衆教育の構造転換と女性—サラ・トリマーとブレントフォード日曜学校の事例から」に寄せて

並河葉子

岩下誠氏の報告は、18世紀末の民衆教育の普及運動にサラ・トリマーが果たした足跡を丁寧にたどったものであった。岩下氏が指摘するように、この時期のイングランドでは、日曜学校運動をはじめとして、初等学校教育を庶民たちの間に普及させようとする運動が活発に行われていた。こうした運動については諸改革との関連から、他の社会改革にも積極的にかかわっていた福音主義者などを中心に論じられることが多く、サラ・トリマーのように宗教的には高教会派、あるいは保守派と目されていた人びとの立場についての研究はあまり多くない。岩下氏の報告は、この時期のイングランドでは、福音主義者をはじめとする社会改良に熱心な人びとのみならず、保守的な立場に立つ人びとの間でも貧困層に向けた教育熱が高まっていたことを明らかにするもので、非常に興味深いものであった。また、運動がすすむなかで、当事者たちの立場の違いが次第に表面化していったとはいえ、運動の基本的な目的や学校教育で用いる手法などは共有されていたことなどは、当時の運動が従来論じられていたよりもはるかに幅広い社会的な広がりを持っていたことを意味しており、大きな意義のあるものであった。

「子どもは皆学校に行かなければならない」し、「子どもが学校に行けないのはかわいそうなことである」というのは現代の常識である。しかしながら、子どもがみな学校に行かなければならなくなったのはそう遠い昔のことではない。

18世紀末、サラ・トリマーたちが裕福でもない子どもたちを学校に集めるのに躍起になっていたころ、ミドル・クラス以上の子どもたちはガヴァネスに養育されており、初等教育段階では学校とは無縁であったし、彼ら富裕な階層の子どもたちは学校教育普及運動の対象外であったのは改めていうまでもないことであるが、きわめて重要な事実である。「初等」「学校」教育とはすべての子どもたちに必要なものではなく、一部の子どもたち、つまり社会の下層に属する子どもたちにとってのみ必要であると考えられていたのだとすれば、トリマーやハナ・モアらがこぞって貧困層の子どもたちに対する学校教育の必要性を説いた理由はどこにあったのか。

貧困層の子どもたちに向けた学校で提供されていたのは聖書の読み方を基本とした読み書きと基本的な計算であった。また、当時の学校での教育内容や手法を見ると、いわゆる「学力」をのばすことよりも「しつけ」が重視されていたことがわかる。

当時の福音主義者たちの間では、母親が要となって信仰を子どもたちに伝えることが家庭の重要な役割とされていた。彼らにとって学校とは、本来「家庭」

で母親がになうべき信仰心の涵養や教育機会を持たない貧困層に、そうした家庭教育にかわる場を提供するものであったのだといえよう。サラ・トリマーなどの活動からは、このような考え方が福音主義者といわれる人たちに限定されたものでなく、ミドル・クラスの女性たちのあいだにかなり広く浸透していたことがうかがわれる。

だとすれば、教師として女性が多かったのも、ミドル・クラスの女性たちがヴォランティアに無償教師として教室に赴いたこともきわめて自然である。

19世紀に入ると、それまで各地で個別に展開されていた学校教育普及運動が全国的な組織を持つようになるが、この組織化のプロセスで、学校教育運動の主眼が宗教教育であったことがより明らかになる。非国教徒が中心となった「王立ランカスター協会」と、それにやや遅れるかたちでできた国教会系の「国民協会」は、それぞれ非国教会系のBFBS(イギリス海外聖書協会)と国教会系のSPCK(聖書知識普及協会)という、どちらもイギリス内外に聖書の配布を行う団体と連携していた。聖書の配布を進める側からすれば、聖書を配るだけでは意味がない。貧困層にも正しく聖書を読む知識をつけるために学校が必要とされたということもできる。国民協会、ランカスター協会は、どちらも既存の学校を積極的に傘下に取り込もうとするが、これは、学校教育によって貧困層を取り込み、勢力拡大を図ろうとする非国教徒と国教徒の間の勢力争いであったといえなくもない。

19世紀を通じてイギリスの公教育をめぐる論争というのは、「キリスト教」をどのように教えるのかをめぐる、「国教会」と「非国教会系諸派」との綱引きの連続であった。世紀後半になると、両者の対立は緩和されていくが、学校教育の場でキリスト教教育の重要性が低下したわけではない。世俗化の進行に対する危機感もあり、20世紀になると「宗教教育」、つまり「キリスト教」が必修科目となり、21世紀を迎えたイギリスでも小学校の唯一の必修科目は「宗教」である。

公教育が整備され、公立小学校が貧困層の子どもたちだけのものではなくなった現在でも、イギリスにおける公立小学校教育に社会が期待する役割は、日本の公立小学校のそれとかなり違うのかもしれない。「学校」という近代社会に共通のシステムが、それぞれの社会で占めている位置や意味の違いについて改めて考えさせられる報告であった。



【岩下報告へのコメント：その3】

教育学教育史の新しい展開

中村勝美

第15回例会では、岩下誠氏による「18世紀末イングランドにおける民衆教育の構造転換と女性—サラ・トリマーとブレントフォード日曜学校の事例から」と題する報告が行われた。報告の概要について重複があるかもしれないが、先行研究に依拠しながらわが国のイギリス「教育史」研究を振り返り、岩下報告の教育史的意義について考察してみたい。

戦後わが国のイギリス教育史研究、ことに民衆教育史の中心的課題は、資本主義の最先進国であり、近代化のモデルであるイギリスの「近代公教育の成立と発展の過程」を解明することにあつた。ここでいう「公教育」とは近代国家の一制度であり、国家の働きかけによって生じてくる民衆教育の体制であつたという。公教育の成立と発展の過程を分析するために用いられたのは、無償教育、世俗教育、義務教育からなるいわゆる「公教育の三原則」である。この原則は戦後日本やアメリカ、フランスの公教育成立の過程から導き出されたものであり、必ずしもイギリスに当てはまるものではなかった。しかしながら、イギリス民衆教育史研究の通説は、イギリス近代国家の性格や宗教教育の側面に深く立ち入ることはせず、この三原則に照らして、なぜイギリスの初等公教育が制度的に立ち遅れ、変則的なものとなったのかを説明することに多くの時間を費やしてきた。

公教育の担い手を国家に限定し、国家による教育法制の整備を無意識のうちに進歩とみなす立場からは、イギリスの民衆教育を担ってきたヴォランティアは公教育成立の阻害要因にほかならず、日曜学校は前近代学校、前公教育として、従来否定的評価がなされてきたのである。

近年では、岩下氏が述べているように、社会史研究、教育史研究の双方から、日曜学校の歴史的重要性が再評価されている。岩下氏は、日曜学校をはじめとするマス・エデュケーションを志向する新しい民衆教育機関の登場により生じた民衆教育の量的拡大が、「国民教育」(national education)として概念化されたことによって、その公共的機能や供給主体の正当性への問いを喚起したと指摘する。トリマーは、教育が国教会にとってもつ潜在的な重要性をいち早く認識し、nationalという形容詞をたんなる教育の規模ではなく、教育内容と教育統制(供給)主体を示すものと読み替えた上で、国教会派が民衆教育の抑圧から振興へと方針転換し、国民教育供給者としての国教会派の正統性を主張する理論的根拠を提供した。国家に回収されることのない「国民教育」概念を読み解こうとするこの研究は、これまで自明視されてきた「公教育」概念を問い直すことにつながるだろう。

この報告のもう一つの特色は、イングランドの公教育体制とヴォランティアというマクロな教育の位置づ

けと、具体的な教育の場や地域の記述を通して、教育方法・技術の革新とを統一的に理解しようとしている点である。ここでは就学督促や教師、ビジター(無償教師)として女性が地域社会の公的領域で担った役割も明らかになる。

岩下氏が課題とする「統治構造の変容に迫ろうとする社会史的研究」と「学校制度や教授法の革新に関心を寄せる教育史的な研究」の接続が今後どのように成し遂げられるのか、今のところ筆者には予測もつかない。しかしながら、この両者の間隙を埋め、新たなイングランドの民衆教育史像が提示されることを期待させる報告であつた。

〔引用・参考文献〕

松塚俊三「近代イギリスの国家と教育—公教育とは何か—」『日本の教育史学』第51集、2008年。

村岡健次「近代イギリス民衆教育史の再検討」藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報』第10巻、2004年。

教育史研究の歩み、とくに教育学教育史が近代西洋史研究から受けた影響については、橋本伸也氏の「歴史のなかの教育と社会—教育社会史研究の到達と課題」(『歴史学研究』830号、2007年)に詳しい。



【長谷川報告へのコメント：その1】

長谷川貴彦さんの報告と「パーソナル・ナラティブ」

佐藤清隆

長谷川貴彦さんは、早い時期からイギリス産業革命期のミドルクラスの問題を専門研究のフィールドに定め、興味深い論文を数多く発表してきているが、その一方で、歴史学はもちろん、他の隣接諸科学や現代思想の動向にも精通し、彼独自の立場から現代の歴史学(西洋史とかイギリス史の枠にとらわれていない)のあり方にたいして「問いかけ」を行ってきている気鋭の研究者である。そして、昨年8月、『思想』(no.1036)に発表された論稿「物語の復権/主体の復権—ポスト言語論的転回の歴史学—」は、ある意味ではそれまでの彼の考え方をさらに一歩も二歩も押し進めた、斬新かつきわめて刺激的な問題提起の論文と言えよう。今回の長谷川報告は、基本的にはこの論文に依拠しながら、それをさらに分かりやすく整理し直し、話されたといつてよい。

私が長谷川さんの問題提起に共感し興味をもつのは、この報告のキーワード「パーソナル・ナラティブ」(個人の語り)への注目である。長谷川さんは、現代社会や思想に対するはるかに深い理解からこの点に着目し、現代における歴史学の可能性を探ろうとしているが、私にはそのような能力はない。私にできることは、私自身が、現在、なぜ「パーソナル・ナラティブ」に着目するようになっていくのか、それを私の経験に即して述べることでありたい。それをもって、長谷川報告の感想に代えたいと思う。

私は、ほぼ10年前に始めた現代の多民族都市レスター(もっと広く言えばイギリス)の調査研究を進めるうちに、「パーソナル・ナラティブ」、なかでもとりわけ、彼ら個人のライフ・ストーリーに戻って多民族都市レスターの問題を再考する必要があると認識するに至った。そして、つい最近、学内の同僚たちの協力を得て「多宗教・多文化の歴史研究所」なるものを立ち上げ、その成果の一部を「Memory and Narrative Series」として刊行し始めたばかりである。詳細には述べられないが、私がフィールドにしている多民族・多宗教都市レスターは「民族・宗教間の関係がうまくいっている稀有な都市」として国内外から好評判を獲得し、イギリス社会の理想的なモデルとして賞賛の対象とされている。そして、地元の政治的・宗教的指導者やメディアは、この「多文化統合のかがり火」というレスターのイメージを繰り返し強調し、都市統合を図ろうとしていると言える。しかし、実際にさまざまな(かつての)移民コミュニティや「ホスト社会」の人たちの話を聞いていくと、そこには先のイメージに重なる部分と同時に、そこから大きくはみ出していく世界が広がっていることに気づかされるのである。

そのひとつが、各エスニシティ・各宗教内の「多様性」の問題である。多文化主義が前提とする「エスニシティ」や「宗教」という枠組みも決して一枚岩ではとらえきれないのである。例えば、レスターのムスリムを例にあげよう。現在、総人口約28万(2001年国勢調査による)都市のレスターには、3万人以上のムスリムが居住し、約40のモスクが存在するが、あるムスリムに言わせると、それらすべてが異なるムスリム・セクトだという。これらを、初めから「イスラム教徒」として一括りにして語ると、実に多くの重要な問題を見落としてしまうことになるのではないだろうか。彼らは、故郷やディアスポラの歴史、それにイギリス社会の状況に影響されながら、実にさまざまなコミュニティを構成し、一見、「対等」に見えながら、実際には相互に緊張をはらむ複雑な関係におかれているのである。

しかし、問題はそれだけにとどまらない。そうした各セクトも、何度となく自らの集合的記憶を再構築し、その歴史的過程で統合や分裂を繰り返している。下手をすると、そのセクトに属しているかに見える「個人」の「生」は、そのなかに埋没し、消えてしまいかねないのである。私は、そうした人たちに数多くお会いしてきた。しかし、それが、「故郷」ではなく、「イギリス」という場であるとき、その「生」は想像以上に複雑である。もう一度、「パーソナル・ナラティブ」に注目し、彼らのライフ・ストーリーのレヴェルから、彼らの属している家族、職場、居住区、宗派、レスター、イギリス、世界などを照射していかなければならないように思われるのである。さらに私が、「個人のライフ・ストーリー」にこだわるのは、個人も生き、変化する存在であり、「他者」との関係において、常に記憶を作り直し、自らの意味的世界を構築していく存在だからである。そのプロセスを理解していくことが是非とも必要なのである。簡単だが、以上が私が現在、「パーソナル・ナラティブ」に着目するささやかな理由である。

長谷川さんの真摯な問題提起を受け、現在、こうした問題が歴史学の根幹にかかわる問題を投げかけていることを自覚しつつ、共通の「フォーラム」がもたれることを期待している。

最後に恐縮だが、河村貞枝・今井けい編『イギリス近現代女性史研究入門』(青木書店、2006年)の刊行やその後のイギリス女性史研究会の精力的な活動には目を見張るものがある。今後の一層の発展を期待して止まない。

【長谷川報告へのコメント：その2】

歴史＝物語が虚構に近づくとき

大石和欣

もともとは文学の専売特許でもあり、免罪符でもあったはずの「物語」という用語は、いまや文学領域では死語と化してしまっただけの印象がある。「物語」をタイトルにつけた研究書をネットで検索すれば、ヒットするもののほとんどが心理学か歴史学の領域に関するものだからである。

今回の長谷川貴彦氏の研究報告は、'70年代から高まる「語り」への歴史学的関心が現在なお充実したものになっていることを、女性史という領域において「パーソナル・ナラティブ」が持ちうる研究の可能性を示すことで証明してみせた。

素朴な実証主義への批判を含みこんだポスト・モダン主義の動きの中で、言語論的転回により、歴史学の研究領域が拡張し、同時に史料の概念も拡大していったことは確かである。ジェンダーの問題や女性史を考える際に、日記や書簡はもちろんのこと、オーラル・ヒストリーや自伝を含むライフ・ストーリー、自らを語るエゴ・ドキュメントが掘り起こされ、新たな光を女性たちの歴史的存在に照射することで、「歴史を逆なでにし」、「大きな物語」を書き直す必要性を指摘してきた。

長谷川氏が進めている貧民の手紙についての研究も、周縁的な社会的存在が語る小さな物語に耳を傾けることで、近代化を推進した新救貧法という大きな物語に疑問符を突きつけていく。そうした手紙は、貧民が直接書いたものばかりではないし、事実の正確な記録でもないが、ナタリー・Z・デイヴィスが行った16世紀の恩赦嘆願書の研究と同じく、そうした言説だからこそ、修辞や類型、機能に着目することで同時代の心性、複数の声が形成する文化的テンプレートが明瞭になり、それらを包摂している世界(観)の再構築も可能にしている。

歴史家にとってその際の課題は、語る行為の恣意性に対してどれほど意識的なアプローチをとらうかということであろう。物語るという行為は、必然的に出来事の取捨選択を前提とし、一定の事象の排除・隠ぺいを包摂してしまう。したがって、言説からこぼれ落ちてしまったものをどのように、そしてどこまで拾い上げていくことができるのか、さらにそれをどういう物語の一部としてとらえていくのかについて模索を続ける必要がある。

黒人女性の「物語」で考えてもいいであろう。たとえば、メアリ・プリンスの『メアリ・プリンス伝』(1831年)はイギリスにおける最初の黒人女性による自伝だが、そこには搾取と抑圧、そして売買と移動の連続という黒人奴隷の集団的経験が個人の記録として言説化されている。しかし、だからといって私たちは白人社会そのものへの彼女の正直な心情、彼女がイギリスで見たはずの白人労働者や貧民、異なる背景を持つ多様な黒人たちへの感慨を知ることはできない。偶然にも反奴隷制論者トマス・プリングルに雇用されたことによって、彼女の「物語」は社会に出ることになるが、その過程で反奴隷制を推

進するプロパガンダとしての機能を付与され、型にはめられた言説の中で不要な声は消され、逸脱した出来事は排除されてしまった。

その型を、前時代の奴隷貿易廃止運動の中で著わされたイグナチウス・サンチョやオラウダ・エクイアーノたち男性解放奴隷たちの伝記(後者の史実性については疑わしい点がある)の修辞や構造から借用しているのは明瞭だが、その反復行為を通してはたしてプリンスがジェンダーの問題を意識しながら自己の存在を歴史的過去の中で再構築しているかどうかとなると、極めて明確な答えを提示するのは難しい。

また、物語としての言説は独立して存在するわけではなく、聞き手・読み手がいる。プリンス以外の人間や社会の声が紛れ込むことで構成された「多声性」や同時代に意義を持つ文化的テンプレートを解釈する際には、それらがどう聞かれ、読まれていたかという解釈コードについても考察の必要が出てこよう。その際、不可避免的に史料の有限性という問題を突きつけられてしまうことも多い。解放奴隷の自伝について言えば、反奴隷貿易や反奴隷制の運動を推進していくイデオロギーに取り込まれていったことは明らかだが、一方で彼らの言説を同時代の黒人奴隷たちがどう解釈したかについては判然としない。貧民の手紙についても受け取り手がどう対応したのかについては詳細が定かではないのと同じ問題が残ってしまう。

井野瀬久美恵氏が「女王は『帝国の母』だったのか」(川本静子・松村昌家編『ヴィクトリア女王』所収)で考察したサラ・フォーブズ・ボネッタのように、文明化をもたらすイギリス帝国という神話に組み込まれてしまった声なき主体については、掘り起こす作業は大変な困難を伴う。ヘイドン・ホワイトの『メタヒストリー』(1973年)や言語論的転回に基づく物語の歴史観にさえ回収されえないそんな歴史的存在、いわば断片的な記憶の間歇は、鹿島徹が示したような「可能性としての歴史」として物語化され、限りなく「虚構」へと近づいていくのかもしれない。実際、W・G・ゼーバルトの『アウステルリッツ』などの小説群やイアン・マキューアンの小説『贖罪』は、第二次世界大戦の断片的な記憶の間歇を「語った」ものだが、そこには「虚構」が限りなく「歴史」へと近づいた「物語」がある。

長谷川氏の報告はそんな「歴史」と「物語」と「虚構」の複次元的相関関係をも考えさせるものであった。



【長谷川報告へのコメント：その3】

パーソナル・ナラティブ論の可能性と疑問点のいくつか

土方史織

長谷川報告は毎回刺激的で魅力的であり、歴史学の閉塞性を打破する精力的な著作は、大変勉強になる。ここでは筆者が質疑応答の中で提示した質問の補足と、しばらくして沸いてきた疑問を並べて、長谷川報告から感じたことを述べていきたい。

1.

質疑応答で筆者が報告者に投げかけた疑問は、長谷川氏が提示した「パーソナル・ナラティブ論」は、N・Z・デーヴィスが論じた「民衆の語り」をどのように踏まえ、どこで差異を見出すのかという点である。つまり、文書の形式、言葉遣い、プロットには「文化的テンプレート」があり、主体は其中で自己表現するとした長谷川氏の議論と、『古文書の中のフィクション』でデーヴィスが示した裁判所への恩赦嘆願書にみる「民衆の語り」とは、どのように視点が違うのだろうか。デーヴィスの議論をどのように乗り越えるかは難しい問題だが、恩赦嘆願書が第三者との協同作業で作られた点や、フィクション性が重視されたのに対して、「パーソナル・ナラティブ論」では、文化コードに自己を流し込むことで、自己アイデンティティが形成／強調／増殖されていく過程が重要なのだと理解した。例えば、貧民の手紙が提出回数を重ねるごとに読みやすく、窮状を訴えるツボも心得ていく過程を拾うことを重視したり、センチメンタルな自己描写は貧民の生存戦略であると捉えたりすることだろう。また、自己決定は可変し得ると論じることへと展開できるものになるだろう。

今回はイギリス女性史研究会という場のために、16世紀フランスの裁判記録を扱うデーヴィスへの言及は割愛したのだろう。しかし「パーソナル・ナラティブ論」を評価していくと、史料のフィクション性の問題と個人が生きた「歴史」とはどのようなものか、という問題を喚起させる。この点はもっと伺いたかった。

2.

「パーソナル・ナラティブ論」は、個人の語りや個人の経験を重視するというが、言語論的転回以降の主体性／主観性分析なのだから、個人の語りで展開される主体性も社会的構築物であることは前提である。この構築主義的議論ではJ・バトラの『ジェンダー・トラブル』が知られている。バトラは、「女性であること」がいかに権力によって捏造されてきたかを論じた。筆者も感銘を受けたが、バトラ以降のジェンダー論で大きな議論は出てきていない。その中で、長谷川報告はバトラ以降のジェンダー論にもコミットできるのではと思った。というのも、報告は構築主義の議論を踏まえつつ、実践や経験にもとづく主体の構築過程や変容状況に力点を置くからである。個人の経験がどのように言語の中で構築されていくのかと、文化的コードや社会背景との接合関係をみていくことで、構築過程が

重層的である点に着目できるのではないだろうか。従来なら「女性という性は捏造されたもの」で議論が止まっていたところから、さらなる次段階へと進むヒントなのかもしれない。歴史の虚構性を主張する段階から次にどのように進むのか、そこに立って模索している歴史研究者は少なくないはず。

3.

歴史学においてまだ解決していない問題の一つに歴史記述の問題がある。長谷川報告からは個人の経験に対する焦点のあて方を学んだが、この新しい研究対象への記述はどのようなものになるのだろうか。例えば、日常の経験が文字史料に残りにくいことに気づいたP・トンブソンは、「オーラル・ヒストリー」を提唱した。様々な経験を聞き取ることで、文字史料とは異なる様相があることを明らかにした。また、社会的・文化的文脈が異なる民族を記述する手法としてC・ギアツは「厚い記述」を提唱した。観察対象の行為を記述するだけでなく、行為が意味する社会的文脈までも含めて記述することが必要だとするものだが、歴史学ではどれほど意識されてきたか。さらに歴史哲学の立場からは、H・ホワイトが『メタヒストリー』で客観的な歴史記述の存在を否定し、物語様式によって歴史像は変化することを論じている。新しい分析対象に対して歴史記述はどのように変わり得るのか、もっと伺っておきたかった。個人の一生を描き解釈する「ライフ・ヒストリー」に新しい歴史記述の可能性をみるのだが、どうだろうか。

以上、史料分析やテーマ設定に関係する疑問から、答えなど出しようのない歴史の書き方についてまで長谷川報告を聞いて感じたことを並べてみた。当日の質疑応答では歴史記述に関する質問が出来なかったが、それはこの分野への理解が浅いからだ、ある先生から後日お叱りを受けた。その反省も込めて、ここで質問項目をたてておく。歴史記述に関する長谷川氏のお立場をいくつか伺えたらと思う。

史料の問題、分析手法の問題、歴史記述の問題は、歴史学が抱え続けている諸問題である。しかし問題意識の共有はできていても、具体的研究手法の提示に成功しているものは多くなかったように思う。「パーソナル・ナラティブ論」は言語論的転回以降の歴史学の可能性なのかもしれない。

イギリス女性史研究会の翌日、「歴史と人間」研究会でも長谷川報告だった。そのため、記憶が交雑しているかもしれない。その点はお許し願いたい。



【リレー討論】 いま、女性史に問われているもの ー第2回ー

女性史、社会史、全体史

坂下 史

リレー討論の第2回目は、第1回目の討論で奥田伸子さんが言及されていた坂下史さんをお願いします。これからも知的刺激に富んだ議論を続けていきたいと思っております。

奥田伸子氏の「私は『女性』について語りすぎたのだろうか」を受けて、この企画の二番目を担当することになった。女性史やジェンダー史にとりわけ強い関心を払ってきたわけではないので、この場で発言をするのにはためらいがある。ただ、筆者も足かけ10年に渡って女子大学に勤務して日々学生に対面し、また大学が応募して採用された特色GPプログラム（「女性学・ジェンダー的視点に立つ教育展開」）に側面から協力する過程で、女性史やジェンダー史の意義や可能性について、多少なりとも思いをめぐらせてきた。そこで、一知半解の知識にもとづく的外れな妄言をならべる危険を感じつつ、この機会にそうした考えの一部を述べることにしたい。

奥田氏の主張はたいへん明快である。「『女』を分析対象から除外する」わけではないが、「安易に『女性』を指定し研究することを否定」するバトラーやその訳者である竹村の立場を引き合いに出しつつ、「私は『女性史』という言葉を使わないようにしようと思う」と述べる。そして、女性史よりもむしろジェンダー史という言葉積極的に用いるのだが、そのジェンダー概念もまた万能ではないことに注意を促す。いわく、「ジェンダーは個のアイデンティティにとってはひとつの要素に過ぎない。・・・ひとは万華鏡のような存在であり、ただひとつのアイデンティティに基づいて行動しているわけではないし、異なる場面で自らのさまざまな側面を表に出しながら戦略的に生きている」。奥田氏は、「一人の人間を理解する上でジェンダー概念はごく一部を説明する」だけであることを（ジェンダー史研究に携わるものとして）自覚した上で、「ジェンダー、エスニシティ、職業、階級、宗教その他さまざまな側面をもった人間を、ジェンダー概念にやや重きを置きながら語る」ことに取り組もうとしている。それは、「ある歴史分野でジェンダー概念を用いることが研究にいかなる豊かな成果をもたらすのか、そして、それはなぜかを示す『責任』はジェンダー概念を用いた側にある」という主張や、「ジェンダー概念が政治史（外交史）・経済史・思想史・宗教史・帝国史・科学史などの研究に何を

もたらしたか、ジェンダー概念を意識的に用いることによって歴史理解はどのように変化するのかを示すこと」が必要だという提言へとつながっていく。

じつは筆者は奥田氏の言葉にかなり救われ、勇気づけられた。私事になるが、最近、研究入門や概説書をつくる仕事に参加する機会があった。それはたいへん勉強になるものであったが、苦しい作業でもあった。苦しさの大きな理由は、様々な研究を意味不明の羅列にならないようにある程度系統的に総合して記述することに文字通り精一杯であったためだが、同時に、女性史やジェンダー史の成果を取り込んである時代の全体像について叙述するのが、思いの外、難しかったからである。結局、限られた紙幅のどこにどのようなかたちでそれを組み込むのかという難問は最後まで解けずじまいであった。女性史、ジェンダー史を全体のなかで、どのように配置するのかに迷い、躓いたのである。失敗が第一に筆者の力不足に由来するのは疑いないが、それは部分的には女性史やジェンダー史がこの間に辿ってきた途にも関係しているように思う。

昨今のジェンダー史は、1980年代以降のポスト構造主義者の言説理論を積極的に歴史研究に援用し、言語とレトリックの機能や力に着目する傾向と親和性がある。言語とレトリックが男性と女性の間の制度化された社会関係をつくり、それがわれわれを包む知のシステムとして機能しているという指摘は説得的で、詳細なテキスト分析を骨格にした文芸批評のような歴史、あるいはより広範なテーマを対象とする「新しい文化史」として、ジェンダー史に関わる刺激的な研究成果が次々に生み出されている。ただ、そこでは言語とテキストの分析に集中した結果として、物質的側面が軽視される傾向があったのは否めない。また、意味のシステムの解明という課題に取り組む姿勢が、歴史のなかの行動主体をかえって見え難くした面がある。こうした状況への対応が、たとえば、身体史や精神分析学的手法を導入した歴史研究であり、個人の語りの読み込みによる主体回復の試みであったのだろう。それは言語と表象に関心を寄せる文化史的な流れのなかでいつの間にか見え難くなった歴史の「行為者＝主体」としての女性（や男性）を、別の

かたちで描き出し、語ることなのかもしれないし、アイデンティティや差異の政治学とも共鳴するという意味で、興味深い試みである。

ところで、そうした内面に深く切り込んでいく研究、「語り」を読解することによる主体の回復は、「政治史(外交史)・経済史・思想史・宗教史・帝国史・科学史」などの研究に何をもちたらしめて、それらとどう切り結ぶのか。あるいはまた概説を書く場合、そうした女性史やジェンダー史の成果をどこにどのようにおくのか。そう考えたとき、いまの筆者には必ずしも方向性がよく見えてこない。

新しい研究の意義や可能性を否定する意図は毛頭無く、期待を込めてその成果を心待ちにしている。ただ、少し違う方向性として、もう少し単純に、内というよりも外に出て、「コミュニケーションな認識」(小田中、2004)のレヴェルで、数量史や社会経済史、あるいは政治史、そして社会史と対話することを考えてもよいのではないか。そこでは、奥田氏も言う経済、政治、外交、軍事などについて研究する人々との協同の可能性が意外と簡単に見つかるのではない。

こんなことを考えるのは、理論的に洗練されて複雑化し、時として証明や反証の難しい、表象、イメージ、アイデンティティの構築といった方向に傾きがちな研究が増えるなかで、研究と教育現場との遊離が際限なく広がっていくような感覚を、日々の学生との対面のなかで持つからである。学生に(新しい女性史、ジェンダー史を含む)文化史が目指すもの、マイクロヒストリーや個人のアイデンティティ・ポリティクスをめぐる歴史の可能性について話しをすると、彼女たちは目を輝かせて興味関心を示す。そして、身近な感覚を持つことが出来る歴史として面白い。しかし、最終的に出される感想の多くは、必ずしもこうした研究に強い共感を示すものではない。いわく、提示した事例は特殊なものではないのか？ それはたったひとつ存在する例外ではないのか？あるいは、一事例であつてもよいが全体のなかでそれはどのような意味を持つのか、個のアイデンティティやその表象もよいがそれがより広い社会や実態とどう関わっているのかが見えないので消化不良の感が残る。マイクロヒストリーや表象の文化史の立場や方法論をいくら紹介しても、個の経験や語りから全体を描くというやりかたは、一般の学部学生たちが普通に思い描く「歴史」のための方法として、意外なほどに支持されないのである。これを学生、あるいは説明する側(つまり授業をする筆者)の未熟さ、ということで納得するのはたやすい。が、問題は果たしてそこにあるのだろうか、という思いがつきまとう。

社会史が輝いてみえた時代に勉強を始めた筆者としては、全体史への志向性を持ち続けたいという気持ちがかどこかにある。個の叙述と構造の把握の両立を目指して「あえて二兎を追う」(遅塚、2011)という難題にも取り組んでみたい。その意味で、文化論的転回の影響が全面的に開花する以前の著作、たとえば、翻訳出版が目前と聞くDavidoff & Hallの*Family Fortunes*の地点からもう一度考えてみることは、何らかの手がかりになるのかもしれない。そこに、女性史やジェンダー史と、社会史(とそれが目指した全体史)との再回合の機会を探す可能性はないのだろうか。

そんなことを感じている筆者がやってみたいこととしていま念頭にあるのは、ヴィクトリア時代に生きた、とある女性(文芸・美術評論家、作家、画家、写真モデル)Elizabeth Rigby (Lady Eastlake)の生涯についての個別記述を、静態的あるいは動体的構造把握との往還のなかで実践することである。この人物の書簡集や日記の一部は刊行されている。手稿史料も探せばあるだろう。だが、構造の把握のための19世紀イギリスの経済、政治、社会の歴史の基本からの勉強になるので、先は長く遠い道のりで、ほとんど無謀な夢のようにも思うのだが。

<参考文献>

小田中直樹『歴史学ってなんだ?』PHP新書、2004年。

坂下史「西洋近世・近代史とジェンダーの視点——イギリスを中心に」東京女子大学文理学部史学科編『ガイドブック——ジェンダーから見る歴史』東京女子大学文理学部史学科、2006年。

遅塚忠躬『フランス革命を生きた「テロリスト」——ルカルパンティエの生涯』NHKブックス、2011年。

Leonore Davidoff and Catherine Hall, *Family Fortunes: Men and Women of the English Middle Class 1780-1850*, revised edn (London: Routledge, 2002)

【書評】

有賀夏紀・小檜山ルイ編『アメリカ・ジェンダー史研究入門』（青木書店、2010年）

井野瀬久美恵

本書はアメリカの歴史的経験をジェンダーの視点から見直した研究入門である。同じ出版社からは、すでに『イギリス近現代女性史研究入門』（2006）と『ドイツ近現代ジェンダー史入門』（2009）が出されている。それぞれには、英・独・米のナショナル・ヒストリー記述の特徴や動向が複雑に反映される一方、入門書としてジェンダーの視点をどう表現するかに苦慮した痕跡も認められて興味深い。ここでは、とりわけ英米の比較を通じてながら、本書をながめてみることにしよう。

貫徹するジェンダーの視点

序章で、編者は、アメリカにおける女性史研究の流れを追いながら、それがジェンダー史に至る動きを的確に整理した後、つぎのように述べている。「性関係を人間の属性の差異に基づく権力関係として見ること」により、人種、階級を含む差異全体を視野に収め、「人間の差異による支配関係」で社会を捉えるジェンダーの視点から、「ジェンダー社会の成立と展開の歴史」としてアメリカ史を見直す（7-9頁）——この意識は、程度の差こそあれ、執筆者の間で広く共有されているように思われる。「新世界」におけるヨーロッパ人と先住民との遭遇を考える第1章が、「ヨーロッパの家父長制と北米の母系社会との双方の価値観の衝突」から先住民女性の歴史的体験にまで遡ろうと試みているのは、その好例だろう。

また、アメリカの国際的プレゼンスと家庭性（domesticity）との関係に着目した点も傾聴に値する。たとえば、冷戦体制下の1950年代を論じた第12章では、アメリカ軍人の妻らが（意識するとしないとのかかわらず）演じた「非公式の大使」という役割を通じて、アメリカの軍事的・文化的ヘゲモニー確立のための国家戦略に女性たちが組み込まれたことで、家庭性が「国家による承認と奨励を受けたイデオロギーとして機能したこと」（274頁）が詳細に検証される。それと合わせ鏡で読んでほしいのが、アン・ローラ・ストローラーらが展開する親密圏の政治学から「アメリカ帝国主義」を分析した第7章であり、第一次世界大戦から1920年代の経験を論じた第9章である。そこでは、白人女性たちが、「黒人女性を排除・特殊存在化・不可視化することによって初めて純粋な『女性』であることを主張しえた」こと、そして、非白人女性の排除に立脚した「女性」概念が、「それ自体がきわめて人種化されたものだった」（210頁）ことがきわめて自覚的に描かれている。「誰が

肉体的差異に知を付与してきたのか」というジョアン・スコットの問いかけを引き合いに出すまでもなく、ジェンダーの問題は国内外のコロニアル言説と不可分なのである。

それゆえに、本書では、（いわゆる）女性の連帯を意味する「シスターフッド」の内実が「白人フェミニズム」として批判されるのみならず、そこからの脱却が模索されている。第13章では、「従来の女性の役割を担う『他者』の女性（マイノリティや労働者階級の女性）が存在する限り、白人男性は白人女性の社会的地位の向上を支持する」（308-309頁）という現状を超えるべく、「フェミニズムの思想とその実践によって解放される女性とは誰か、解放されないのは誰か」へと問題が掘り下げられており、議論の展開も刺激的だ。

本書には、こうしたジェンダー史からの新たな挑戦が色濃くにじみ出ている。それは、アメリカでは「第二波フェミニズムを牽引してきた学術分野は歴史学であった」（325頁）ことと無関係ではあるまい。研究動向を織り込んだ9つのコラムが、本文と連動しながら有効に機能していることも、本書のメリットとして付け加えておきたい。

構成上の諸問題——「アメリカの経験」とは何か

序章で編者はこう述べている。「本書を構成する各章やコラムは、全体としてアメリカの女性・ジェンダー史の流れがわかるように時代順に配列されている。しかし、本書は概説的な通史ではなく、担当する著者の専門を生かし、各著者が、その時代のもっとも興味深い、あるいは各自が最も精通しているテーマを選び、そこを窓口として各時代の女性・ジェンダー史の全体像が見えるように努めた」（10頁）。では、この切り口、すなわち各章が選び取ったテーマは、アメリカ社会の歴史的特質を他の社会（の女性史・ジェンダー史）と比較可能な形で見通すことになっているのだろうか。

それを考えるひとつの手がかりが、『ドイツ近現代ジェンダー史入門』の序論にある。それは、従来のジェンダー秩序や規範を揺るがし、その再構築を促した「差異化」のピークは2つあったという指摘である。ひとつは、啓蒙思想の時代から19世紀初頭に至る時期であり、もうひとつは19世紀末から20世紀初頭だ（同書、vi頁）。

『イギリス近現代女性史研究入門』では、この2つのピークが端的、かつ分量的には実にアンバランス(!)に描かれている。すなわち、全8章のうち、第1のピークを「フェミニズム論の形成」として第1章で扱い、第2～6章の5章に渡って、家族・政治・教育・労働・福祉(慈善)・帝国というテーマに沿いながら、第2のピークにおけるジェンダー関係の再構築が具体的に語られるのである。そこには、2つ目のピークとなったヴィクトリア朝時代こそ、イギリスにおけるジェンダー関係再構築の主たる時空間であったとの認識がある。しかしながら、この章立て(の偏向)が「ヴィクトリア朝ミドルクラス中心史観」の裏返しでもあったことは、看過できない反省点といえよう。

この点で、アメリカを扱った本書が、その約4分の1を占める第9章から第13章までを20世紀を語ることに費やしたことは注目に値する。それ自体、「アメリカの歴史的経験」を如実に物語るといえるかもしれない。では、先の2つのピークを本書はどのように扱っているのだろうか。

第1のピークは、アメリカ独立戦争とそれに続く独立後の国家・社会再編の時期に当たり、主に第3、4章の背景と重なる。そこで議論されているのは、この時期のアメリカ社会がイギリスの(広くはヨーロッパの)価値観を踏襲していること、すなわち、環大西洋世界としてジェンダーに関する知の文脈が共有されていること、である。とすれば、戦争から独立に至る「アメリカの経験」は、ジェンダーの再構築にとってどのような意味をもったのだろうか。

これに関連して言えば、第2のピークを扱った第5～8章(そこでは高等教育、家族、宣教師、参政権等が議論の俎上にあげられている)でも、広く西ヨーロッパ諸国との間で、性別領域分離論や平等論・差異論はじめ、ジェンダーを議論する枠組みが共有されていたとの印象を受けた。それはそれでとても興味深いことなのだが、だからこそ、気になることがある。それは、第2のピーク期の「アメリカの歴史的経験」——南北戦争、その後の南部再建、さらには西部開拓など、「アメリカ史の定番」として理解される(ことの多い)歴史的事実とそれを語る文脈が、本書でほとんど取り上げられていないことである。それは、本書の約4分の1を占める20世紀の記述でも共通しており、20世紀アメリカを語る言説としてあまりにも有名なローザ・パークスもハリウッド映画も登場しない。論者がいうように、本書が「ジェンダーの視点が貫徹した通史をめざすものではない」にせよ、「アメリカ史の定番」を語らないことは、本書にとってどういう意味があるのだろうか。門外漢が「定番」だと考える「アメリカの歴史的経験」に黙するのではなく、それを読み直

す記述がほしかった——そう評者が思うのは、映画『アバター』を鮮やかに斬った編者の「あとがき」のせいかもしれない。

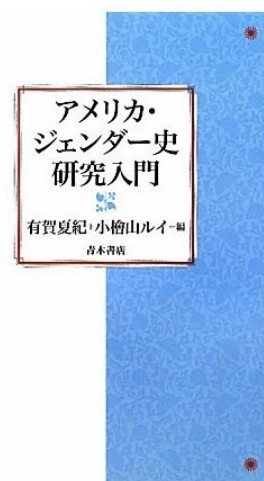
もうひとつ、「アメリカ・ジェンダー史をどこから始めるか」という問題について一言だけ触れておきたい。本書末尾の年表冒頭には、次の2つの事項が並べて記述されている。

「14000BC この頃までに狩猟民がシベリアからベーリンギアを経てアラスカに渡る

1492 クリストファー・コロンブス、第1回航海でバハマ諸島に到着」

BC14000年と1492年の間に存在した気の遠くなる歲月——それを本書はどう考えているのか。先行出版された英独とは異なり、本書がタイトルから「近現代」という時間的な限定をはずした意味を含めて、「物語はどこから始まるのか」という問いかけは、深く重いのではないだろうか。

繰り返しになるが、本書は、運動としてのフェミニズムと学術的な歴史研究が密接に連動してきた「アメリカ・ジェンダー史研究」の入門書である。と同時に、本書から、ジェンダー史研究における「環大西洋世界」の連携を考える意味を強く意識させられた。本研究会が掲げる「イギリス女性史」とは何か。その射程を再考する機会として、さらには近年批判に晒されている一国史の枠組みを検証する意味からも、本書が広く読まれることを期待してやまない。



イギリス女性史研究会・第16回研究会【報告要旨】

第16回研究会の報告要旨は以下の通りです。

【第1報告】

信澤 淳「イギリス陸軍と現地人兵士の妻子 ―ケープ騎馬ライフル連隊の事例を手がかりに―」
(司会:高田 実)

19世紀前半のイギリス陸軍の連隊は、ブリテン島に限らず、カナダ・西インド諸島・ケープ植民地・インドなど、イギリスの統治下に置かれていた様々な地域に駐屯していた。その連隊の駐屯地では、将兵と共にその妻子も生活していた。イギリス陸軍の規定では、駐屯地で生活する兵士の妻子のうち、食糧の配給の対象となるのは、兵士100人に対して6人の割合であると定められていた。しかし、ケープ植民地のケープ騎馬ライフル連隊(the Hottentot Corps, of Cape Mounted Rifles)では、1806年の連隊設立以来、将兵の妻子全員が食糧の配給の対象とされていた。それは、この連隊の兵士となっていたコイコイ人(史料上は「ホッテントット」)たちが、白人の入植によって土地を逐われ、家族ぐるみで駐屯地に移り住み兵士となったためである。これに対して、1838年に陸軍省(War Office)は、このケープ植民地での慣例を廃止し、食糧配給の比率を他の連隊と同率とすることを試みた。しかし、植民地側は、それが妻子思いのコイコイ人の兵士たちの反乱を招くとして強く反発した。そのため、陸軍省は配給削減を断念することを余儀なくされる。そして、その経緯について説明しているものがキュー

の国立文書館(National Archives, Kew)が所蔵する陸軍省文書(WO/43/699/153-165.)である。

本報告では、陸軍省とケープ騎馬ライフル連隊のそれぞれの側でコイコイ人の兵士とその妻子に対してどのような認識を抱いていたのかを、この文書を手掛かりにして明らかにする。それは、イギリスの陸軍省という官庁やケープ植民地の連隊のイギリス人の高級将校たちが、この当時、現地人に限らず、妻あるいは家族というものに対して抱いていたイメージが、この問題を解決するためにどのように作用したのかを明らかにすることでもある。また、インドやカナダなどに駐屯していた連隊の兵士の妻子の処遇や兵士の遺族の扶養をめぐる議会文書及び陸軍省文書で示されている認識と関連づけることで、その認識の持つ意味を明らかにすることも試みる。

本報告は、政治史・陸軍史・女性史・帝国史の何れの先行研究においても考察の対象とはされてこなかった事例を紹介するに留まらず、それらの領域の垣根を越えた研究の糸口となることを目指す試みとしたい。

【第2報告】

浮岳(峯岸)靖子「19世紀半ばにおける産科麻酔をめぐるエディンバラ・ロンドンの対立:「イギリス人女性のもつ勇敢なる自己コントロール」」

(司会:香川せつ子)

1847年、エディンバラの産科医ジェームズ・ヤング・シンプソンはクロロフォルムを使用した無痛分娩に初めて成功した。このニュースは瞬く間に広まり、多くの人々がその使用に関心を持った。その中には1853年、1858年に出産に際してクロロフォルムを使用したヴィクトリア女王も含まれており、また、チャールズ・ディケンズ、チャールズ・ダーウィンといった著名人も産科麻酔に興味を持ち、実際に使用した。

しかしながら、一般の人々が出産時の麻酔使用を“blessing”, “boon”として歓迎した一方で医者の中では賛否両論あり反応が分かれた。特にエディンバラ、ロンドン間の差は歴然としていた。シンプソンの出身地であるエディンバラではクロロフォルムの使用が非常に高まったが、ロンドンではその使用には批判的な見方が強かった。シンプソンは、親交のあったロンドンの産科医フランシス・ヘンリー・ラムズボトムに

宛てた書簡においてロンドンでは約8割の出産において麻酔が使われておらず、古い偏見によって母親が苦痛を強いられていることへの苛立ちを表し、ロンドンの医師の態度を批判した。このエディンバラ・ロンドン間の産科麻酔をめぐる対立は少なくとも10年間続いた。

産科麻酔の使用の研究においては長い間、麻酔の歴史を医学の発展の栄光として扱い、賞賛の対象とするものが多かった。しかし、より詳細な分析のためには多角的な視点が不可欠である。本発表では19世紀半ばにおける産科麻酔への反応を雑誌、新聞の記事や医師などの記述から、今まで扱われることのなかった産科麻酔をめぐるエディンバラ・ロンドン間の対立に焦点を当て、出産時の痛みや麻酔の使用への反応の相違を分析していく。19世紀の時点でスコットランドではイングランドと比べて医学研究の組織化が進

んでおり、19世紀後半に出産の医療化が進むとイングランドでも産科医の職業としての立場を確立しているとする動きが起こった。1858年のロンドン産科学会(Obstetrical Society of London)の設立はその顕著な例の1つである。新しい活躍の場を求めて多くの産科医がロンドンに流入する中、ロンドンの医師は自らの立場を固持する傾向にあり、多くの産科医は産科麻酔の使用に反対した。中でもロンドンを代表する産科医ロバート・バーンズはイングランド女性の“moral feeling”や“self-control”を根拠に産科麻酔の使用に反対した。この発表では、特にエディンバラとロンドンの医師の「クロロフォルムを用いた無痛分娩」に対する評価の温度差に焦点を当て、いかに医学のライバル関係、政治的な覇権争いが、当時の「出産の痛み」の価値の構築に影響を与えていったのかについて論じる。

【第3報告】

堀内真由美「白人クリオール女性史の可能性——英領西インド諸島植民地とジーン・リース——」 (司会:井野瀬久美恵氏)

本報告の目的は、白人クリオール女性を歴史的に考察することが、旧宗主国の白人女性による女性史と、ポスト・コロニアルの現在における反植民地主義をつなぐ、一つの回路となる可能性を示すことにある。

今回は、白人クリオール女性として、ジーン・リース(Jean Rhys, 1890-1979)を考察対象に取り上げる。英領西インド諸島、ドミニカ島に生まれ育ち、思春期に「本国」イギリスに渡った作家、ジーン・リースは、1966年に76歳で発表したWide Sargasso Sea(『広い藻の海』)で、当時のイギリスのみならず欧米諸国から高い評価を受けた。80年代以降、ポスト・コロニアル리즘の影響から、ふたたび文芸評論の対象として注目を集める。白人クリオール女性としての自己認識や、周囲の非白人女性への姿勢、「本国」イギリスとイギリス人への感情などが、彼女の個人史と密接に重ね合わされて描かれていることから、ポスト・コロニアル作家に分類され、盛んに論じられるようになったのである。

本報告では、リースに直接関係する資料として、作品群、未完の自叙伝、書簡集、評伝、そして作品に関する評論を取り上げて分析を試みる。分析をとおして、白人クリオール女性とは誰か、そのアイデンティティはどのように形成され、非白人女性との境界にど

のような影響を与えたのか、また、『広い藻の海』を執筆中の「本国」イギリスで勃発した「人種暴動」と、リースの故郷への「歴史認識」への関係などについて考察する。

より詳細な内容としては、まず、これまでのイギリス白人女性史、とりわけ1980年代以降、ポスト・コロニアル리즘の影響を受けた女性史研究の系譜をふり返り、そこで扱われた「植民地生まれの白人女性」の姿を確認する。つぎに、90年代以降、西インド諸島の思想と文学に強い影響を与えた「クリオール化」の議論を概観する。「クリオール化」概念は、リース文学批評にも反映されており、彼女を「西インドの誇る女性作家」に押し上げていることから、「クリオール化」概念を利用することの課題についても検証したい。

最後に、本国イギリスのフェミニストが『広い藻の海』から読み取ろうとした、主人公の白人クリオール女性と、収奪された歴史を生きる西インド女性たちとの「和解」成立について、その可能性をさぐりつつ、あわせて、白人クリオール女性史の「和解」への貢献の可能性についても、現時点での考察範囲から言及したい。

規約改正のお知らせ

2010年12月18日の総会で、会の規約改正が承認されました。新しい規約を掲載します。

主な改正点は、組織に関するものです。①旧来の事務局、常任事務局体制を、「役員会」体制へと整備しました。②新たに「顧問」を設置しました。③「事業年度」と「会計年度」を明確にしました。

イギリス女性史研究会規約

2008年5月10日 制定

2010年12月18日 改正

第1条(名称)

本会はイギリス女性史研究会(Japan Women's History Network: 略称 JWHN)と称する。(以下、本会という。)

第2条(目的)

本会はイギリス女性史、およびそれと関わる諸分野の研究を進展させ、その成果の普及、ならびに会員相互の学術交流を図ることを目的とする。

第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究集会、講演会、その他の学術的会合の開催。
- (2) ニュースレター、その他の刊行物の発行。
- (3) 国内外の研究者・学会との交流・連携。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

第4条(会員)

本会の目的に賛同し、所定の会費を納める者を会員とする。

2 会員は本会の行う会合や事業に関わる情報を受け取り、それらに参加し、ニュースレターの配付を受けることができる。

3 会費を3年間滞納したときは、自動的に退会したものとみなす。

第5条(会費)

本会の会費は年額2,000円とする。

2 会費の額は総会において決定する。

第6条(総会)

本会の最高議決機関は会員総会であり、本会の組織及び運営に関する事項を審議する。

2 定期総会は毎年1回、12月に開催する。

3 総会の議決は出席者の過半数による。

4 会員の4分の1以上の要求があるとき、または第9条に定める役員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

5 総会の告知は開催日の1週間前までに行わなければならない。

第7条(役員)

本会の運営のために以下の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計担当 1名
- (4) 事務担当 数名 ただし、上限を5名とする。
- (5) 監事 2名

第8条(役員の任務)

役員の任務は以下の通りとする。

- (1) 代表は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 会計担当は本会の会計事務を行う。
- (4) 事務担当は本会の会計を除く一般事務を行う。
- (5) 監事は本会の会計を監査し、総会に報告する。

第9条(役員会)

本会の運営のために、第7条(1)～(4)の役員によって構成される役員会をおく。

2 役員会は第7条(1)代表によって召集される。同会は会務を処理するとともに、総会への起案事項を決定する。

第10条(役員の選任及び任期)

各役員は総会において選出される。

2 各役員の任期は2年とし、再任を1回まで認める。

3 役員に欠員が生じた場合は、役員会が必要と判断しない限り、次期定期総会までは基本的に補充選出は行わない。ただし代表、副代表ともに欠員が生じた場合には、臨時総会開催か役員会一任のいずれかの方法で、後任を速やかに選出する。

第11条(顧問)

本会が必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の承認を得て、代表が指名する。

3 顧問は、本会の運営に関する事項について、役員会からの相談に応ずる。

第12条(経費)

本会の経費は会費・寄付金・その他の収入によって賄う。

第13条(事業年度)

本会の事業年度は、当該年1月1日から12月31日までとする。

第14条(会計年度)

本会の会計年度は、前年12月1日から当該年11月30日までとする。

第15条(規約の改廃)

本規約の改廃には総会出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

附則

(1)(施行) 本規約は、2008年5月10日より施行する。

(2) 2010年12月一部改正

2011年度役員

新しい規約に基づき、2010年12月18日の総会において、以下の方々が新役員として選出されました。

【役員】 井野瀬久美恵(代表)、香川せつ子(副代表)、佐藤繭香(会計)

高田実、梅垣千尋、奥田伸子、大石和欣、山本淳子(事務)

【顧問】 今井けい、河村貞枝

告知板

●JWHN第16回研究会
2011年7月3日(日) 13:00~17:30
甲南大学 3号館7階 第1会議室

◇交通アクセスについては、下記のサイトをご参照ください。

<http://www.konan-u.ac.jp/access/index.html>

◇会場の場所については、下記のサイトをご参照ください。

<http://www.konan-u.ac.jp/access/campus.html>

■プログラム（報告要旨は12~13頁をご参照ください）

13:00~13:10 代表挨拶・事務連絡

13:10~14:20 第一報告 信澤淳氏

「イギリス陸軍と現地人兵士の妻子—ケーブ騎馬ライフル連隊の事例を手かがりに—」

（司会：高田実氏）

14:20~15:30 第二報告 浮岳（峯岸）靖子氏

「19世紀半ばにおける産科麻酔をめぐるエディンバラ・ロンドンの対立：

『イギリス人女性のもつ勇敢なる自己コントロール』」

（司会：香川せつ子氏）

～休憩（15:30~15:50）～

15:50~17:00 第三報告 堀内真由美氏

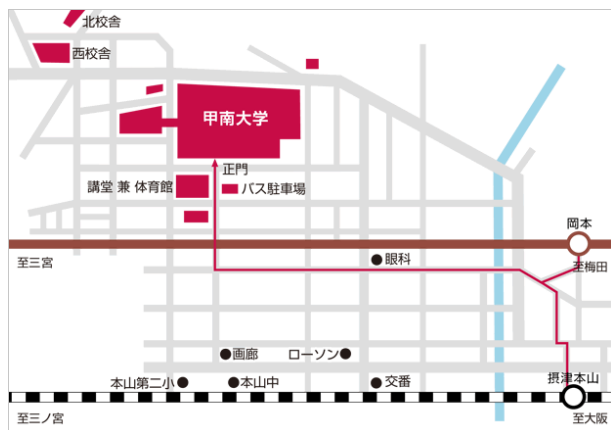
「白人クリオール女性史の可能性—英領西インド諸島植民地とジーン・リース—」

（司会：井野瀬久美恵氏）

17:00~17:30 質疑応答（予備）・全体討論

（総合司会：井野瀬久美恵氏）

研究会終了後、懇親会を開催します。



編集後記

第6号をお届けします。編集子の怠惰のために、発行が大変遅くなってしまいました。ご海容のほどお願い申し上げます。次第に会の中身も充実してきたように思います。今後ともみなさまのご支援をお願い申し上げます (Min)

イギリス女性史研究会事務局

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25

青山学院女子短期大学 梅垣千尋研究室

E-mail: jwhn_adm@ybb.ne.jp URL: <http://jwhn.org/>

郵便振替: 00180-2-562608 (年会費 2000円)